

制度変革に伴う障害児福祉施設の圏域別開設状況の考察

—X 県における児童デイ・児童発達支援・放課後等デイについて—

田中 一旭 (大分大学・会員番号 8300)

キーワード3つ: 児童発達支援・放課後等デイ・施設開設動向

1. 研究目的

平成 16 年に発達障害者支援法が施行されて以来、子ども集団の中で過ごし辛さを感じる発達の気になる子どもが注目されるようになってきた。そして発達障がい児を含む発達の気になる子どもの総数も増加している。身体障害者手帳や療育手帳を保持する障がい児のみならず、発達の気になる子どもでも利用出来る福祉施設として児童デイサービスがあった。児童デイサービスは平成 24 年から就学前幼児向けの児童発達支援と就学児向けの放課後等デイサービスへと制度が変わった後に、施設数が倍増している。特に都市部では毎月のように新規施設が開設され、保育所や学童保育では受入れが困難な子どもの受け皿となっている。しかし全ての市町村で同じように施設が増加しているのではない。施設が増えていない市町村も存在しており、結果的に身近な場所で支援が受けられる地域と支援が受けにくい地域との不均衡な状況が以前よりも広がっている。地方行政の障害福祉計画において施設数の目標値を設定している場合もあるが、指定制度下における施設開設については開設に必要な条件が揃っていれば施設を開設することは可能である。

本研究では、行政主導ではなく様々な事業主体によって福祉施設が開設可能な現状において、X 県における民間主導で施設が開設された経緯を明らかにする。施設開設の特徴を明らかにすることによって、同一制度下でそれぞれの地域における今後の福祉施設整備計画の方向性が明らかになり、結果として福祉支援を受けられる機会の不均衡な状況を改善するために必要な条件を導き出すことを目的とする。また福祉施設は居住する市町村のみならず、他の市町村の施設も利用できることから、本研究では保健所圏域別で区切ることで、圏域別の福祉施設整備の特徴を明らかにする。

2. 研究の視点および方法

児童福祉法に位置付けられている障害児通所支援は昭和 47 年にはじまった心身障害児通園事業が元となり平成 10 年に障害児通園(デイサービス)事業と変更され、平成 18 年に障害者自立支援法下の児童デイサービス事業となり、平成 24 年より児童発達支援や放課後等デイサービスとなっている。本研究は牧野・伊藤(2012)の調査の一部を参考に、X 県における制度の変遷に伴う事業所の開設状況を明らかにする。

研究には、X 県が発行している障がい者福祉のしおりに記載されている事業所情報、X 県社会福祉協議会発行の X 県社会福祉のあゆみ、そして関係者から聞き取り情報をもとに、X 県内を 7 つの保健所圏域別に分け、開設年度と法人格別から分析する。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会研究倫理指針を遵守し、関係当事者から承諾を得た上で発表を行う。

4. 研究結果

X県における児童デイサービスは障害児通園(デイサービス)事業と呼ばれていた平成10年から隣県であるY県に接する北部圏域C市と西部圏域D市の医療法人により開設され、その後ほぼ毎年1~3施設が民間事業者によって開設された。障害者自立支援法が施行された平成18年にはX県内全ての圏域に施設が存在し、平成22年3月には19施設が存在した。法人格別では、NPO法人6施設、社会福祉法人5施設、医療法人5施設、株式会社2施設、その他法人1施設であった。圏域別にみると、県庁所在地であるA市圏域のみ9施設と多いが、その他の圏域では1~2施設が存在していた。

児童デイサービスから制度が変わり、就学前幼児の利用する児童発達支援は平成27年には35施設存在している。法人格別では、社会福祉法人18施設、NPO法人7施設、株式会社3施設、医療法人2施設、その他法人5施設である。圏域別ではA市圏域のみ14施設と多く、その他の圏域は2~5施設が存在している。

同じく児童デイサービスから制度が変わり、就学した児童生徒が利用する放課後等デイサービスは平成27年には63施設存在している。法人格別では、社会福祉法人22施設、NPO法人15施設、株式会社14施設、有限会社4施設、合同会社3施設、医療法人2施設、その他法人3施設である。圏域別ではA市圏域には28施設あり、X県で二番目に人口の多いB市を含む東部圏域で12施設、その他の圏域は4~7施設が存在している。またH市とI市が含まれる人口6万人弱の南西部圏域では2施設しか存在しておらず、この状況は平成13年の障害児通園(デイサービス)事業の時代から変化していない。

5. 考察

X県において平成10年から平成20年までは社会福祉法人や医療法人による非営利企業による施設が設置されてきたが、株式会社等の営利企業の参入が進んだのは制度変更のあった平成24年ではなく平成25年以降であった。また営利企業の参入が顕著な地域は総人口が20万人以上いるA市圏域や東部圏域であり、これらの圏域においては営利企業も圏域の障害福祉を支える一翼を担う状況が広がってきている。またその割合も新規に参入する営利企業の割合が年々増加していることから、支援の質の担保とともに利用児にとって選択肢の広がりを保障することが必要になると考えられる。また人口の少ない圏域においては営利企業の参入が容易な昨今でも圏域の福祉を支えているのは非営利企業の施設である。これらの圏域において平成24年の制度変更以降に新規参入した社会福祉法人等の施設もあることから、施設の増えない圏域において施設の増加を計画するには、既存の社会福祉法人やNPO法人において新規に児童発達支援や放課後等デイサービスを開設する施設の掘り起こしが必要と考える。